

て、福島県内に、2013年7月31日現在において55か所の屋内遊び場が整備されている。

しかし、真の運動能力は、山や川、海や砂浜などの自然環境の中で活動することにより、自ずから養われていくことが望ましいものである。人工物の上でどれだけ運動を確保しても、自然環境の中で身に着けた身体制御能力には決して及ばない。

- (4) 復興庁の発表によると、2013年7月31日現在において、2012年度中に執行される予定であった復興費9兆7402億円の35.2%に当たる3兆4271億円が未執行となっており、福島県内での執行がその大部分を占める除染費用6556億円については、実にその67.9%に当たる4451億円が未執行となっている。

先に述べた芳山公園の事例にもあるように、除染実施後わずか半月余りで放射線量が増加している例もあることからすれば、無駄な除染活動を排除して効率的な除染を行うとともに、除染費用の一部を子ども達の屋外活動機会の確保と放射線防護の両立に充てることの方がより重要であると思われる。

信夫第二小学校や二本松第三中学校のように除染によって周辺の放射線量に比べれば放射線を低減する効果が得られており、全ての除染活動が無駄であるということはない。

ただ、除染はあくまでも放射線防護の一手段に過ぎないのであり、より実効的な放射線防護策、例えば学校単位でより放射性物質による汚染の程度が低い地域にて屋外活動を行う機会を確保するなどの方策について、予算措置を行うべき時期にきているものと思われる。

## 第5 農林水産業をはじめとする産業への悪影響

### 1 農業・畜産業への悪影響

- (1) 福島第一原発事故により、チェルノブイリ事故の約10分の1に相当する大量の放射性物質が環境中に放出された。

その放射性物質は、福島県を中心に広く日本全土に降り注いだ。その結果、2011年3月18日以降、茨城県高萩市のハウレンソウから暫定規制値(500Bq/kg)を超えるヨウ素131(15020Bq/kg)及び放射性セシウム134,136,137(524Bq/kg)が検出され、また、事故直後以降、福島県伊達郡川俣町の牛の原乳から食品衛生法における暫定規制値(300Bq/kg、乳児の場合は100Bq/kg)を超えるヨウ素131(1510Bq/kg)が検出された(厚生労働省「福島県産及び茨城県産食品から食品衛生法上の暫定規制値を超過した放射性物質が検出された件について」2011年3月19日)。

そして、同年7月8日には、福島県南相馬市から出荷された牛の肉から暫定規制値(500Bq/kg)を超える放射性セシウム(2300Bq/kg)が検出され(農林水産省「牛肉からの暫定規制値を超えるセシウムの検出について」2011年7月11日)、牛が食していた稲藁から7万5000Bq/kgにのぼるセシウム134,137が検出された(福島県農林水産部「南相馬市産牛肉からの暫定規制値を超えるセシウムの検出に伴う県の対応について」2011年7月11日)。

その後、秋になると、放射性物質が付着した土壌で生育した福島市や伊達市等の稲(玄米)から、1000Bq/kgを超えるセシウム134,137が検出された(厚生労働省「食品中の放射性物質の検査結果について(258報)」2011年11月28日等)。また、伊達市で試験的に加工した

干し柿からは、11000Bq/kgを超えるセシウム134,137が検出された（福島県「干し柿の放射性物質検査結果について」2011年10月19日）。

さらに、福島県の農産物に限らず、2012年9月22日に採取された、長野県南佐久郡南牧村の野生キノコからも、基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム（120Bq/kg）が検出された（厚生労働省「食品中の放射性物質の検査結果について（487報）」2012年9月27日等）。

加えて、2013年6月16日に秋田県湯沢市の「たけのこ」から基準値（100Bq/kg）を超えるセシウム（185Bq/kg）が検出された（秋田県湯沢市「自生山菜「ネマガリダケ」の放射性物質検査結果と今後の対応について」2013年6月16日）。

以上のとおり、放射性物質は多数の農産物・畜産物について、現在でも検出され続けており、本件事故により環境中に放出された放射性物質は、農産物に直接付着したり、飼料から取り込まれたり、土壌から取り込まれたりして、農産物・畜産物を汚染している。

- (2) そのため、放射性物質が検出されるたびに、農業者や畜産業者は、自主回収、出荷・生産自粛などで対応せざるを得ず、これまでどおりの出荷・生産を行うことが不可能な状態に置かれている。

そして、放射性物質を含んだ農産物や畜産物がいったん検出された市町村はもちろん、近隣市町村においても、放射性物質を含まない（正確に言えば、基準値以下の放射性物質しか含まない）農産物や畜産物にもかかわらず、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先による、当該商品又はサービスの買い控えや

取引停止等がなされる（いわゆる風評被害の）状況にある。しかも、風評被害は、福島県においては、事故直後よりも年々拡大する傾向にある。

また、産地にこだわる必要がない業者が、風評被害の状況につけ込み、農業者や畜産業者を買い叩き、安い金額で仕入れを行うという事態も生じている。

- (3) 以上のことから明らかなように、放射性物質が検出される可能性が指摘される地域の農業者や畜産業者は、その他の地域の農業者や畜産業者とは公正な競争のできない状況に置かれている。しかも、今後日本が農業や畜産分野でTPPに加入することになれば、外国を含めた更なる競争の激化が予想され、これらの地域の農業や畜産業は、これまでと同様な条件での競争ができなくなる可能性も認められる。

加えて、膨大な農地や牧草地における除染は、現在ほとんど具体化していない。また、農業者や畜産業者は、汚染された環境下で作業を行わざるを得ない。しかも、放射性物質であるセシウム137の半減期が約30年であることに鑑みれば、現時点において既に高齢の農業者や畜産業者の相当数が、今後後継者を見つけることができなくなることは十分に予測されることであり、自己の代で農業や畜産業を終わらざるを得ない状況に追い詰められている。

## 2 林業への悪影響

- (1) 福島第一原発事故により、その放射性物質は福島県を中心に広く日本全土の森林にも降り注いだ。

警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に指定された11市町村には、約13万haの森林が所在しており、土地面積に占める森林の割合は全体で約

62%となっている（林野庁「平成23年度森林・林業白書」44頁）。

これらの区域では、警戒区域等への立入禁止により、下刈や間伐等の施業を実施することが不能になった。立入禁止により、素材生産業者は、立木伐採の停止、伐採現場で稼働していた高性能林業機械等の放置、迂回通行による運搬経費のかかり増し、作業現場の放射能汚染度測定と現場作業への不安、きのこ用原木の納入停止、従業員の解雇・休業等によって、多大の損害を被っている。さらに、木材加工業者も、取引業者の営業休止、新築住宅の契約解除・先送り、県外へ出荷した製品の一方的な取引中止と返却等による売上の減少、製材品等の放射能汚染調査の費用のかかり増し等により、損害を被っている（同上45頁）。

(2) ところで、林業の場合は、農業や畜産業等と異なり食品を算出するわけではなく、販売流通に際しそこまで厳しい基準が設けられていない。それゆえ、木材製品（製材品、集成材、合単板及びチップ）については、これまで公的な検査の対象となっていない。

ただし、樹皮を原料とした畜産用敷料及び堆肥については、400Bq/kg以下でなければならないという制限が存する（林野庁「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」2011年8月1日、農林水産省生産局畜産部「原子力発電所事故を踏まえた家畜用の敷料の取扱いについて」2011年8月23日）。そのため、福島県と周辺県の製材工場等では、一部の樹皮から暫定許容値を超える放射性物質が検出され、結果、樹皮の出荷が減少し、販売できなくなった樹皮が大量に自社工場内に保管されている（しかも、保管場所の確保の必要性から費用負担が生

じている）状況にある。

(3) 森林における除染も、試験除染を除き、現在ほぼ進んでいない状況にある。

農水省は人工林についてのみ除染を予定しているが、まずは住居等近隣の森林を優先し、仮に除染するとしても落ち葉の除去や間伐を行うにすぎない（農林水産省「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針」2012年4月）ため、早期かつ抜本的な除染が期待できるかは疑わしい。

それゆえ、被ばく回避のための林業労働者の就業環境整備は当分期待できず、林業の発展が高度に阻害されかねない。

### 3 水産業への悪影響

(1) 福島第一原発事故により大気中に拡散した放射性物質の降下、福島第一原発2号機からの高濃度汚染水の流出及び低濃度汚染水の海水中への放出等により、多量の放射性物質が放出された。

その結果、2011年4月5日（公表）に、北茨城市沖で漁獲されたコウナゴから暫定規制値（放射性セシウム134, 136, 137 (500Bq/kg)）を超える放射性物質（放射性セシウム134, 136, 137 (524Bq/kg)）が検出され（茨城県「茨城産イカナゴ（コウナゴ）の検査状況」4月30日）、以降2013年5月31日まで、茨城県から出荷・販売自粛要請がなされている状況にある。また、2012年10月25日（公表）に、岩手県と宮城県の県境で漁獲されたスズキから、暫定規制値（放射性セシウム (100Bq/kg)）を超える放射性物質が検出され（厚生労働省「原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限の設定」2012年10月25日）、以降2013年5月31日まで、国からの出荷制限が解除されていない状況にある。さらに、2013

年2月18日(公表)に、銚子・九十九里浜で漁獲されたスズキから、暫定規制値(放射性セシウム(100Bq/kg))を超える放射性物質が検出され(厚生労働省「原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限の設定」2013年2月18日)、以降2013年5月31日まで、国からの出荷制限が解除されていない状況にある。

加えて、内水面においても、2012年5月8日(公表)に、岩手県砂鉄川で漁獲されたイワナから、暫定規制値(放射性セシウム(100Bq/kg))を超える放射性物質が検出され(厚生労働省「原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限の設定」2012

年5月8日)、以降2013年5月31日まで、国からの出荷制限が解除されていない状況にある。

なお、福島県は、2011年3月15日以降2013年5月31日まで、一部の魚の試験操業を除いて、全ての沿岸漁業及び底引き網漁業について操業自粛している。ちなみに、福島第一原発から約20km離れた福島県沿岸で漁獲されたアイナメから、事故から1年以上も経た2012年8月1日に、暫定規制値(放射性セシウム(100Bq/kg))をはるかに超える放射性セシウム2万5800Bq/kgが検出されている(東京電力「福島第一原発20km圏内海域における魚介類の測定結果」2012年11月26日)。

【2011年度水産白書65頁】

国	対象製造所等	品 目	規制内容
中 国	福島、群馬、栃木、茨城、 宮城、新潟、長野、埼玉、 東京、千葉	水産物を含むすべての食品、飼料	輸入禁止
	上記10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶 葉及びその製品、果物及びその製品、 食用植物油	政府作成の放射性物質の検査証明書及び産地 証明書(産出県)を要求
		水産物	上記に加え、中国輸入業者に産地・輸送経路 を記した検査許可申請を要求
		その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書(産出県)を要求
韓 国	福島、群馬、栃木、茨城、 宮城、千葉、神奈川	ほうれんそう、かき女等、豚乳、飼料、 茶葉(県により異なる)	輸入禁止 (豚乳は福島及び茨城が対象、飼料は福島、 栃木、群馬及び茨城が対象、茶は群馬、栃木、 茨城、千葉及び神奈川が対象)
	福島、群馬、栃木、茨城、 千葉、宮城、山形、新潟、 長野、埼玉、神奈川、 静岡県、東京	水産物を含むすべての食品 (上記7県の品目を除く)	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求
	上記13都県以外	水産物を含むすべての食品	政府作成の産地証明書を要求
E U	福島、群馬、栃木、茨城、 宮城、山形、埼玉、東京、 千葉、神奈川、静岡県	水産物を含むすべての食品、飼料(日 本産、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査
	上記11都県以外	水産物を含むすべての食品、飼料(日 本産、焼酎、ウイスキーを除く)	政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査
台 湾	福島、群馬、栃木、茨城、 千葉	水産物を含むすべての食品	輸入禁止
	上記5都県以外	野菜・果実、水産物、乳製品等	輸入国にて全ロット検査またはサンプル検査
香 港	福島、群馬、栃木、茨城、 千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入禁止
	上記6都県以外	食肉(豚を含む)、水産物	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求
		加工食品	輸入国にてサンプル検査
米 国	福島、栃木、宮城、岩手、 茨城、神奈川、群馬、 千葉	ほうれんそう、かき女、豚乳、さのこ、 イカオコの検査、牛肉製品等(県によ り異なる)	輸入禁止
	福島、栃木、茨城	牛乳、乳製品、野菜・果実等	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査
	上記3都県以外	水産物を含むすべての食品、飼料	輸入国にてサンプル検査

資料：厚生労働省

以上のとおり、放射性物質が検出された水産物は多岐多数にのぼり、本件事故から2年以上経過した現時点でも残存しており、いまだに水産物・畜産物を汚染している状況にある。

- (2) そのため、水産業者は、放射性物質が検出されるたびに、県などの指導や、自主回収、出荷・販売自粛などで対応せざるを得ず、これまでどおり操業・出荷・販売を行うことが不可能である。

しかも、水産物の放射性物質の含有は、魚種の食性や回遊行動等の違い、海底土の性質等から決定され、放射性物質を含んだ魚種がいったん検出されても、同じ海域の他の魚種にも放射性物質が含まれているとは限らない（水産庁「平成24年度水産の動向」90頁～93頁）にもかかわらず、近隣海域で取られた魚も買い控えされることが多く、いわゆる風評被害を強く被っている。

さらに、水産業の場合、外国への輸出量が多いが、以下の図のとおり、本件事故から1年経過した時点でも各国の輸入規制を受けている状況にある。

- (3) 以上のことから明らかなように、放射性物質が検出される可能性のある地域の水産業者は、放射性物質が検出される可能性がない地域の水産業者と、公正な競争のできない状況に置かれている。しかも、今後日本が水産業の分野でTPPに加入することになれば、外国を含めた更なる競争の激化が予想され、これらの地域の水産業は、これまでと同様な条件での競争ができなくなる可能性も認められる。

もっとも、水産業の場合、農業や畜産業と異なり、海洋に排出された放射性物質は時間の経過によって拡散し希薄化する傾向にある（ただし、放射性物質が現在は海洋に流出し続けていないことが前

提である）。また、労働環境についても、海上での漁労作業の場合は、海水による放射線の遮蔽効果が働くため、海底土からの放射線の影響は限定的である。

#### 4 観光業への悪影響

上記産業の他、観光業への影響も計り知れない。

例えば、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合の理事長によれば、組合会員数614施設のうち、浜通りで70%が休業、中通りでは30%が休業、会津では10%が休業しており（2011年5月中旬時点）、回答件数298施設の2011年3月11日から2012年3月10日までの総売り上げの損害見込額は約360億円（前年度売り上げの約51%減）にのぼる（文部科学省「原子力損害賠償紛争審査会（第5回）議事録」と予測される。

なお、実際のところ、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会によれば、2011年4月及びゴールデンウィーク中の売上は、福島県の場合は、順に4億3031万8000円、9882万7000円に減少した（対前年比53.2%減、36.7%減）。近隣の茨城県の場合も、順に3億4057万8000円、1億1734万5000円に減少した（対前年比62.4%減、57.9%減）（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会「福島原発事故による旅館・ホテルの被害について」2011年5月23日）。

#### 5 製造業への悪影響

製造業への影響も計り知れない。

例えば、①警戒区域内からの部品調達が滞ったことによる生産停止、②風評被害に対する取引先の不安感解消のための検査コスト費用の増加、③外国労働者が多数帰国したことにより新たな労働力確保のための費用が必要になったことなど、多方面への影響が生じた。70%以上も減益となった企業も一定数存在した（経済産業省「ものづくり白書」69、

70頁・2011年版)。

参考文献

二階堂晃子 詩集「悲しみの向こうに—故郷・双葉町を奪われて」(コークサック社, 第1版, 2013年)

森功「なぜ院長は『逃亡犯』にされたのか 見捨てられた原発直下『双葉病院』恐怖の7日間」(講

談社, 第1版, 2012年)

内閣府自殺対策推進室ホームページ「東日本大震災に関連する自殺者数」

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会「中間報告書」・「最終報告書」

浪江町「浪江町震災記念誌ダイジェスト版」28頁

北村俊郎「原発推進者の無念 避難所生活で考え直したこと」(平凡社新書, 第1版, 2011年)